基発第 0309003 号 平成 16 年 3 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、改正後の報告様式については、別紙のとおりである。

また、本改正に伴う報告様式(差し替え分)は労働基準行政情報システムに 掲示する。

記

1 中小事業主等特別加入状況報告(補405)

A中小事業主等の表中、「02木材伐出業」欄及び「03その他の林業」欄を削除する。

補405 中小事業主等特別加入状況報告

関係帳簿等	統 計 責 任 者	局 番 号
照 合 済 印	氏 名	商

A 中小事業主等		B 一人親方等 平成 年度分
業種	事 業 主 数家族従事者	
林		人 個 人 タ ク シ ー ·則 46 条 の 17
漁		個人貨物運送業者 第 1 号 7
11 海 面 漁 業		建設業の一人親方同条第2号
12 定置網漁業又は海面魚類養殖業		
鉱		温船による自営漁業者同 条 第 3 号
21 金 属 、非 金 属 又 は 石 炭 鉱 業		That All Co & O D II may be 1 1 7 1 0 0 0
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		──
24 原 油 又 は 天 然 ガ ス 鉱 業		7
25 採 石 業		── 医薬品の配置販売業者同 条 第 5 号
26 そ の 他 の 鉱 業 建 設 事 業		
		再生資源取扱業者同条第6号
31 水力発電施設、隧道等新設事業		
32 道 路 新 設 事 業		
33 ほ 装 工 事 業		
34 鉄 道 又 は 軌 道 新 設 事 業		
35 建 築 事 業		C 特定作業従事者
36 機械装置の組立て又はすえ付けの事業		作業の種類団体数加入者数
37 そ の 他 の 建 設 事 業		
38 既 設 建 設 物 設 備 工 事 業	[
製 造 第		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
41食料品製造業		
42 繊維工業又は繊維製品製造業		— ┃ 訓従 職場適応訓練従事者 同 条 第 2 号 1
44 木 材 又 は 木 製 品 製 造 券		
45 パ ル プ 又 は 紙 製 造 芽		事業主団体等委託 同条 同号口 調 線 従 事 者
46印刷 又は製本業		
47 化 学 工 第		金属等の加工の作業 同条第3号イ
48 ガラス又はセメント製造業		
49 その他の窯業又は土石製品製造業		洋食器・刃物等 同条 同 号 ロ 加 エ の 作 業
50 金 属 精 錬 第		
51 非 鉄 金 属 精 錬 莠		
52 金 属 材 料 品 製 造 莠		—
53 鋳 物 募		
54 金属製品製造業又は金属加工第	<u> </u>	
55 め つ き 対 56 機 械 器 具 製 造 対		────────────────────────────────────
		仏 壇・食 器 の同 条 同 号 へ 加 エ の 作 業
	*	
59 船 舶 製 造 又 は 修 理 奏 60 計量器、光学機械、時計等製造業		—
61 そ の 他 の 製 造 剪	4	
62 陶 磁 器 製 品 製 造 美		—— 労働組合等常勤役員同条第4号
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業		
64 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造	<u> </u>	—— n i i i f i f i f i f i f i f i f i f i
65 た ば こ 等 製 造 対	7 MA	A ≋1
66 コンクリート製造		h
運輸		
	É	D 海外派遣者
	*	事業場数 加入者数
73港湾貨物取扱事		技術協力
	ž.	(JICA等)
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	ŧ.	- 労働者
その他の事	É	/J 90 °E
91 清 掃 、火 葬 又 は と 畜 の 事 す	ŧ.	代表者等
93ビルメンテナンス 身	É	
	ž į	- 合計
9405 (医薬品配置販売業		
95 農業または海面漁業以外の漁業		
	養()() E 加入時健康診断実施状況
96 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又		じん肺振動障害 鉛 有機溶剤 計
はゴルフ場の事業	1	中小事業主等 人 人 人 人
合 計		一人親方
Ta Ta	<u> </u>	特定作業従事者
		금 計